主 文 本件各控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、被告人Aの弁護人柳田貞吉提出の控訴趣意書および被告人Bの弁護人水谷昭提出の控訴趣意書に、それぞれ記載されているとおりであるから、これらを引用する。

弁護人柳田貞吉の控訴趣意第一点(事実誤認の主張)について

通貨及証券模造取締法第一条にいわゆる紛わしき外観を有するものとは、同条所定の貨幣、政府発行紙幣、銀行紙幣などの外観を模擬したものをいい、その模擬の範囲は、表裏全体にわたることを要せず、また真物と区別するのに多少の困難をある程度において真物に近似することを必要とするものではないから、単にその表面を模擬し、かつ容易に真物と区別し得べきものを製造したときであつても、模造をしたというのに何らの妨げはない。けだし、同法において、通貨および証券に対した。は近において、通貨および証券に対する所以のものは、かかる模造行為は、わしい外観を有するものの製造を禁止する所以のものは、かかる模造行為は、利法に対して、通貨および証券に対する社会の信用を書するおそれがないとはいえないから、第六一三号同年七月一七日大審院第三刑事部判決刑集八巻四〇五頁等参照)。

原判決の認定した事実によれば、被告人Aは菓子「天の川」の宣伝のため日本銀行発行の一万円紙幣を模擬した広告物を印刷して頒布しようと考え、同被告人、供養行の一万円紙幣に紛わしいものを製造することを共認の上、いずれもB版用紙に、昭和三六年二月一三日頃、表面は日本銀行の一万円紙幣と同型、同図型で、上部に天の川銀行券、下部に天の川銀行その横に円形で天真を入れ、漫画天の川の宣伝文句を書いた日本銀行発行の一万円紙幣に紛わしい外観の入れ、漫画天の川の宣伝文句を書いた日本銀行発行の一万円紙幣に紛わしい外観の一種類は、同年二月二四日頃、表面は日本銀行発行の一万円紙幣と同型、同図形で上部に天の川銀行券、下部に天の川銀行、その横に円形での川之印と記載し、聖徳太子像入の部分にマネキン娘入のものくの下で、の川之印と記載し、聖徳太子像入の部分にマネキン娘入のものくであって、の川の宣伝文句を記載したマネキン娘入のものく要旨第一〉(以下これをマネキン娘入のものという。)約五〇、八二〇枚を製造したというのであって、いやしくも日本〈/要旨第一〉銀行発行の一万円紙幣を模擬したものであいたとえその紙質、形状、色彩様式、などに真物との間に多少の差異があり、表面は、全く真物と相違する場合であっても、通貨及証券模造取締法第一条にいわばならない。

そして、原判示事実は被告人A、同B両名の製造した聖徳太子入のものとマネキン娘入のものは、いずれも一万円の日本銀行券に紛わしい外観を有するものであり、被告人Aにおいて、本件の所為につき犯意のあつた点をも含めて、原判決挙示の証拠により十分認めることができる。

以上のとおり、原判決には、所論のような事実誤認は存しないから、論旨は理由がない。

(その余の判決理由は省略する) (裁判長判事 小林健治 判事 遠藤吉彦 判事 吉川由己夫)